

役員報酬基準

定款第26条に規定する役員報酬の支給に当たっては、下記の単価表によるものとする。

役員報酬支給額単価表

(単位 : 円)

職名	金額	備考
代表理事	5,158,800	年額(源泉税 1,198,800円)
業務執行理事	30,947	1日あたり(源泉税 947円)
理事	20,631	1日あたり(源泉税 631円)
監事	20,631	同上
評議員	20,631	同上

附 則

- 1 この基準は、公益法人の設立登記の日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から適用する。
- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。
- 1 この基準は、平成28年1月1日から適用する。